

教育政策課

- (1) 教育行政の総合企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 「熊本県教育改革大綱」の推進に関すること。
- (3) 教育予算及び会計の総括に関すること。
- (4) 教育の情報化推進の総括に関すること。
- (5) 教育庁及び教育機関（学校を除く。以下同じ。）の組織編制に関すること。
- (6) 教育庁及び教育機関の職員の人事及び研修に関すること。
- (7) 教育庁及び教育機関の職員の給与その他の勤務条件に関すること。
- (8) 児童手当に関すること。
- (9) 表彰に関すること。
- (10) 所管不明の事務の配分に関すること。

総務広報課

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 秘書事務に関すること。
- (4) 文書に関すること。
- (5) 法規に関すること。
- (6) 市町村教育委員会に対する一般的指導助言に関すること。
- (7) 教育事務所に関すること。
- (8) 叙位叙勲に関すること。
- (9) 教育に関する法人に関すること。
- (10) 調査及び統計に関すること。
- (11) 広報、広聴及び教育行政に関する相談に関すること。
- (12) 学校（小・中学校及び県立学校を除く。）の設置及び廃止に関すること。
- (13) 教育長室及び教育委員会室に関すること。
- (14) 恩給に関すること。
- (15) 教育政策課及び福利厚生課の庶務に関すること。

福利厚生課

- (1) 教職員等の福利及び厚生に関すること。
- (2) 教職員等の生涯生活設計に関すること。
- (3) 公立学校共済組合に関すること。

第6条 高校教育課の項第1号イ中「職業指導」を「進路指導」に改め、同条義務教育課の項第1号イ中「職業指導」を「進路指導」に改め、同条体育保健課の項第10号中「体力づくり」を「体力つくり」に改め、同条施設課の項第3号中「学校緑化その他」を「敷地」に改める。

第10条 中「総務企画課長」を「教育政策課長」に改め、同条第1号中「技能労務職員」を「教育庁及び教育機関の技能労務職員」に改め、同条中第2号及び第4号を削り、第3号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第23条を第25条とし、第19条から第22条までを2条ずつ繰り下げ、第18条第2号中「防火」を「防災」に改め、同条第3号中「不当使用調査」を「目的外使用」に改め、同条第5号を削り、同条を第20条とする。

第16条及び第17条中「しゅう集」を「収集」に改め、第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第14条第2号中「しゅう集」を「収集」に改め、同条第3号中「公民館の資料配給」を「関係機関及び団体等への情報提供」に改め、同条第4号及び第5号を削り、同条を第16条とする。

第13条中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加え、同条を第15条とする。

- (3) 退職手当の支給に関すること。

第12条第2号中「研究会、講習会及び創作展」を「研修会等」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「使用承認」を「使用」に改め、同号を1号繰り上げ、同条を第14条とする。

第11条第2号中「研究会、講習会及び創作展」を「研修会等」に改め、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

第11条 総務広報課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育庁及び教育機関の職員の赴任旅費の支給に関すること。
- (2) 恩給扶助料の支給及び失権に伴う手続きに関すること。

第12条 福利厚生課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 教職員住宅の管理に関すること。

別表第1（第3条関係）中

総務企画課	総務係 文書法規班	を
総務政策課	政策・情報班 人事組織班	